

日本蜃気楼協議会会則

(名称)

第1条 本会は、日本蜃気楼協議会と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務局を魚津埋没林博物館（富山県魚津市釈迦堂 814 番地）におく。

(目的)

第3条 本会は、蜃気楼に関する調査、研究、教育普及を図り、あわせて会員相互の交流および親睦を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 研究発表会
- 2 その他

(会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- 1 一般会員 この会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入した者。
- 2 名誉会員 この会に著しく功労があつて、総会において承認された者。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 若干名 理事 若干名
監事 若干名 幹事 若干名

- 2 役員は、総会において会員中より選出する。
- 3 役員の任務は、次のとおりとする。
会長は、会を代表し、会務を総括する。
副会長は、会長を補佐し、会長が会務を行えないときは代行する。
理事は、会長を助けて会の運営にあたる。
監事は、会計を監査する。
幹事は、会の庶務および会計を処理する。
- 4 役員任期は2年とし、兼任、再任を妨げない。
- 5 本会に、顧問を若干名おくことができる。顧問は役員会において委嘱し、会長その他の役員求めに応じ必要な助言を行う。

(組織)

第7条 会の円滑な運営を助けるため、支部を設けることができる。

- 2 支部の運営は、それぞれ所属する理事が総括する。

(会議)

第8条 この会に、次の会議をおき、会長はこれを招集する。

総会 年1回以上開き、重要な会務を審議決定する。
役員会 必要に応じて開き、会務を審議決定する。

(会計)

第9条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(細則)

第11条 本会の運営上必要な細則は、別に定める。

(その他)

第12条 この会則に定めのない事項については、役員会にはかり、重要な案件については総会で決定する。

附則

この会則は、平成18年5月20日から施行する。

附則

この会則は、平成19年5月19日から施行する。

附則

この会則は、平成21年5月16日から施行する。

附則

この会則は、平成24年5月19日から施行する。

附則

この会則は、平成26年5月18日から施行する。

附則

この会則は、平成28年5月14日から施行する。

細則

- 1 一般会員の会費は、年額1,000円とする。
- 2 名誉会員の会費は、これを免ずる。
- 3 会費を2年以上納めないものは、退会したものとする。
- 4 寄付金を受けることができる。
- 5 研究発表会は、毎年5月の第3日曜日の開催を基本とし、総会をその前日に開催する。
- 6 研究発表会は、一般に公開し、蜃気楼に関する教育普及に資する。
- 7 本会の役員を次のとおりとする（任期：平成29年総会から2年間）。
 - 会長 木下正博
 - 副会長 大鐘卓哉
 - 副会長 伴禎
 - 副会長 宮内誠司
 - 理事 佐藤トモ子
 - 理事 金子和真
 - 理事 星弘之
 - 理事 武田康男
 - 理事 藤田一
 - 理事 松井一幸
 - 理事 長谷川能三
 - 監事 石沢啓一
 - 幹事 石須秀知
 - 幹事 佐藤真樹（H30～）
 - 顧問 市瀬和義

日本蜃気楼協議会組織

